

## 平成 18 年度臨時理事会議事録

日 時：平成 19 年 4 月 14 日（土）9：30～11：40

会 場：国立京都国際会館 「Room 510」

出席者：

理事長：武谷 雄二

理事：石川 睦男、石塚 文平、稲葉 憲之、井上 正樹、宇田川康博、梅咲 直彦、岡井 崇、  
岡村 州博、落合 和徳、柏村 正道、嘉村 敏治、吉川 史隆、田中 俊誠、野田 洋一、  
秦 利之、平松 祐司、星 和彦、星合 昊、丸尾 猛、吉川 裕之、吉村 泰典、  
和氣 徳夫

監事：荒木 勤、佐藤 章、藤井 信吾

幹事長：矢野 哲

幹事：内田 聡子、小田 瑞恵、小原 範之、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、古山 将康、  
澤 倫太郎、清水 幸子、下平 和久、高倉 聡、角田 肇、長谷川清志、早川 智、  
阪埜 浩司、平田 修司、堀 大蔵、村上 節、由良 茂夫

総会副議長：足高 善彦、松岡 幸一郎

専門委員会委員長：水沼 英樹

名誉会員：雨宮 章、榎木 勇、清水 哲也、須川 侑、鈴木 雅洲、鈴森 薫、関場 香、  
高橋 克幸、寺尾 俊彦、藤本征一郎、松本 清一

顧問弁護士：平岩 敬一

陪席：海野 信也

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、増野 招代

配付資料：

日本産科婦人科学会規約・内規等一覧

倫理的に注意すべき事項に関する見解

1. 平成 18 年度第 4 回理事会議事録（案）
2. 平成 18 年度第 9 回常務理事会議事録（案）
3. 業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：入会年度別・卒業年度別新入会員数推移

庶務 2：理事、監事、第 59 回総会運営委員会委員・予算決算委員会委員候補者

庶務 3：総会議長団の選出について

庶務 4：代議員氏名

庶務 5：次期専門委員会委員候補者

庶務 6：第 59 回総会資料

庶務 7-1：日本臨床外科学会「声明」

庶務 7-2：日本小児外科学会「福島県立大野病院事件に対する声明について」

庶務 8-1：陣痛促進剤による被害を考える会「要望書」

庶務 8-2：本会回答（案）

庶務 9：勤務医師を対象とした医師賠償責任保険ならびに所得補償保険制度の導入について

庶務 10-1：厚労省「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」

庶務 10-2：意見募集要領

庶務 11：厚労省「平成 19 年度特定不妊治療費助成事業の実施について」

庶務 12：医薬食品局「妊娠と薬情報センター事業の対象地域拡大について」

庶務 13-1：法務省「懐胎時期に関する証明書の作成について（依頼）」

庶務 13-2：意見書

庶務 13-3：平成 19 年 3 月 29 日付朝日新聞「民法見直し曲折も」

庶務 14：医会平成 19～20 年度 役員等

庶務 15-1：厚労省「分娩における医師、助産師、看護師等の役割分担と連携等について」  
庶務 15-2：平成 19 年 4 月 4 日付朝日新聞「内診巡る指針 HP から削除」  
庶務 16：日本医学会の部会構成  
庶務 17：日本医学会「医師に対する再教育研修の実施について」  
庶務 18：日本小児外科学会「小児そけいヘルニア手術の医療過誤を受けて」  
庶務 19：日本助産師会「創立八十周年記念式典ならびに祝賀会ご案内」  
庶務 20：日本産婦人科乳癌学会「認定医制度発足に関するご報告」  
庶務 21：平成 19 年 3 月 17 日付読売新聞「多胎妊娠防止へ学会指針」  
庶務 22：日本弁護士連合会『「医療事故無過失補償制度」の創設と基本的な枠組みに関する意見書」について  
庶務 23：日本循環器学会「新規禁煙治療薬の早期承認および保険適用に関する禁煙関連 11 学会合同再要望書」  
会計 1：取引銀行の格付けと残高  
学術 1：サマースクール開催準備委員会「サマースクール御後援・御支援のお願い」  
渉外 1：International Women's Day - 8<sup>th</sup> March 2007  
渉外 2：FIGO Professional and Ethical Responsibilities Concerning Sexual and Reproductive Rights  
社保 1：社保委員会報告「来年度診療点数改訂に向けての要望」  
社保 2：日本癌治療学会「抗がん剤併用療法に関する調査依頼」  
専門医制度 1：初期研修中の産婦人科研修内容に関するアンケート  
専門医制度 2：佐々木京子会員宛書信  
倫理 1：「出生前に行われる検査および診断に関する見解」の発表、および「先天異常の胎児診断、特に妊娠絨毛検査に関する見解」の扱いについて  
倫理 2：本会コメント  
倫理 3：着床前診断審査小委員会より答申  
学会のあり方 1：3 月 21 日拡大産婦人科医療提供体制検討委員会関連記事  
学会のあり方 2：「産婦人科診療ガイドライン—産科編」コンセンサスミーティング用資料  
学会のあり方 3：産婦人科医療提供体制検討委員会 最終報告書  
学会のあり方 4-1：医療法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要  
学会のあり方 4-2：意見募集要領  
学会のあり方 5：ガイドライン評価委員会委員（案）  
学会のあり方 6：平成 19 年 3 月 20 日付読売新聞「ママさん医師産科離れ」  
学会のあり方 7：民間医局「セミナー概要報告」  
学会のあり方 8：平成 19 年 3 月 10 日付日経新聞「助産所細る産声」  
学会のあり方 9：平成 19 年 3 月 25 日付朝日新聞「分娩取りやめ 105 病院」  
広報 1：JSOG-JOBNET 事業報告  
広報 2：ACOG Web 会員アクセス可能人数について  
広報 3：JSOG ホームページアクセス状況  
AOCOG2007 1：演題応募状況、事前登録状況(国別)  
AOCOG2007 2：50 周年記念誌受諾状況  
女性健康週間 1：平成 18 年度地方部会担当公開講座一覧  
女性健康週間 2：女性の健康週間イベント報告  
女性健康週間 3：女性の「健康」「妊娠・出産」調査結果ご報告  
女性健康週間 4：平成 19 年 3 月 28 日付読売新聞「女性専用の健康手帳」  
総会 1：代議員からの質問・要望事項  
総会 2：扶助生殖医療を推進する会「第 59 回総会における患者発言の申入書」  
無番：凍結保存精子に関する本会コメント  
無番：患者の生殖補助医療を受ける権利に基づく申入書  
無番：平成 19 年 4 月 11 日付読売新聞「根津医師 保存精子で死後生殖公表」

午前 9 時 30 分、理事総数 23 名中 23 名出席、定足数に達したので、武谷理事長が開会を宣言した。  
武谷理事長が議長となり、議事録署名人として理事長および庶務担当常務理事、会計担当常務理事を

指名して議事に入った。

冒頭、**武谷理事長**より第 59 回学術集会長である丸尾猛教授及び神戸大学教室員に対し謝意の表明があった。

#### I. 平成 18 年度第 4 回理事会議事録（案）の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認した。

#### II. 平成 18 年度第 9 回常務理事会議事録（案）の確認

上記議事録(案)が示され、本理事会終了までに異論は出ず、原案通り承認した。

#### III. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

##### 1) 庶務（落合和徳理事）

##### 1. 報告事項

〔I. 本会関係〕

##### (1) 会員の動向

- ① 筒井章夫功労会員（東京）が平成 19 年 3 月 23 日に逝去された。（弔電・生花手配済）  
原田輝武功労会員（神奈川）が平成 19 年 3 月 29 日に逝去された。（弔電手配済）

② 平成 18 年度入会動向（確定版）について [資料：庶務 1]

(2) 理事・監事候補者及び総会運営委員会委員・予算決算委員会委員候補者について [資料：庶務 2]

(3) 総会議長団の推薦依頼について [資料：庶務 3]

本日の総会運営委員会にて議長候補者、副議長候補者の詮衡を行う予定である。

(4) 平成 19 年 1 月改選の新代議員氏名（最終版）について [資料：庶務 4]

**落合理事**より「新代議員のうち女性は 7 名である。また、65 歳以上の方は 43 名である」との説明があった。

(5) 次期専門委員会委員候補者について [資料：庶務 5]

委員について、特に異議なく、承認した。

(6) 第 59 回総会次第、学術集会期間中のビジネスミーティングのスケジュールについて

[資料：庶務 6]

**落合理事**より「総会次第については現議長団から承認を得ており、本日の総会はこの総会次第に沿って進行される。後ほど現議長団から総会運営に関してコメントがあればお願いしたい。また、代議員から質問、要望が寄せられているが、本日の総会運営委員会で協議したい」との説明があった。

**武谷理事長**「根津会員に関する一連の報道についてどう対応するか」

**落合理事**「根津会員のプレス発表等今回の行動は本会に対する抗議として行うということで、その内容、発表の仕方等について非常に憤りを感じている。根津会員は会告を遵守するという誓約のもとに本会に復帰したので、総会では代議員から本会としてどのような対応を考えているのかという質問が出る可能性がある」

**武谷理事長**「冷静に対応したい。倫理で対応等について具体的に考えているか」

**吉村理事**「後ほど倫理の項で説明したい」

**落合理事**「総会運営に関わるので議長団のコメントを伺いたい」

**松岡副議長**「根津会員本人が総会に出席し、一般会員席から発言するようであると聞いていたが、出席されないとのことである。本日の総会は十分時間的余裕があるものと思うので、根津会員の問題に関して活発な議論をして頂きたいというのが議長団の考えである。根津会員には正々堂々と総会の場で議論して頂きたいと考えていたので、総会に出席されないのは非常に残念である。この問題は避けられな

いので、多くの代議員にフロアからの発言を促したい」

**武谷理事長**「我々は学術団体であるので、根津会員のマスコミ等に漏らした内容が事実かどうか学術的に検証しなくてはならない。しかし、強制的に学術的資料を提出させるのは難しい面がある」

(7) 生殖・内分泌委員会提案「本邦における多嚢胞性卵巣症候群の新しい診断基準」について、第4回理事会での審議を踏まえ、ホームページ及び機関誌で会員の意見を聴取したが、同委員会では修正なしとの結論とした。

(8) 大谷裁判について

判決が5月10日(木)13:10東京地裁にて言い渡される予定である。記者会見等の対応が必要と思われる。

協議の結果、次期役員が対応を検討することを、了承した。

(9) 県立大野病院事件について

①2月23日に第2回公判、3月16日に第3回公判が福島地裁で開かれた。第4回公判4月27日、第5回公判5月25日に開催される予定である。

②日本臨床外科学会より声明文を受領した(3月5日)。[資料：庶務7-1]

③日本小児外科学会より声明文を受領した(3月9日)。[資料：庶務7-2]

(10) 陣痛促進剤による被害を考える会より「陣痛促進剤の使用に関するガイドライン」についての要望及び3月29日迄に厚労省宛に回答を求める書面を受領した(2月28日)。同要望書は日本産婦人科医学会にも送付されている。別紙本会の回答案につき諮りたい。[資料：庶務8-1,8-2]

**落合理事**より「第9回常務理事会では指摘のあった点に関して学術的な内容については検討する方向性を了承している」との報告があった。

(11) 勤務医師を対象とした医師賠償責任保険ならびに所得補償保険制度の導入に関する会員宛の案内について [資料：庶務9]

(12) 福岡県折尾警察署より同署管内において発生した母体死亡の事案に関し、3月8日付捜査関係事項照会書を受領した。産婦人科研修の必修知識2004、同2007及び用語集に記載された関係箇所の複写の交付依頼である。第9回常務理事会での審議を踏まえ、同警察署に複写を交付した。

**武谷理事長**「各地方の警察から産婦人科の医療事故に関して本会が既にパブリッシュした資料を要求された場合は速やかに対応してきた。しかしながら、意見や解釈を求められた場合は輕輕には対応できない。本会の公的資料の中には解釈まで含めたものはないので、これに関しては時間をかけて慎重に対応するスタンスである。本会の回答が直接裁判の帰趨に影響する事態になっている」

## 〔Ⅱ. 官庁関係〕

### (1) 厚生労働省

①統計情報部より協力依頼がある「ICD-11への改訂」に関し、本会内に委員会を設置する。ついては、委員長に杏林大学 岩下光利教授、委員として群馬大学 峯岸敬教授、東京大学 久具宏司先生、杏林大学 橋口和生先生を選出した。また、国際ワーキンググループ協力員として岩下光利教授を選出した。

**武谷理事長**「包括診療の動きが加速されておりそのベースになる基準がICD-11である。これに乗らないと診療費が請求できないことにもなる。保険制度とも密接にリンクするので大変重要である」

**落合理事**「委員長が委員の追加を必要としたときはお認め頂きたい」

**武谷理事長**「保険のスペシャリストを本会として養成する必要がある。期毎にアドホック的に選出しても対応できないのではないかと。執行部のメンバーは変わるが、引き継いで頂いた方が宜しいのではないかと」

②医政局より「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」に関する意見の募集について (意見提出期限：4月20日) [資料：庶務10-1,10-2]

**落合理事**より「本会として意見を纏めて厚労省に提出したいと考えているので、意見があれば頂きた

い」との発言があった。

**武谷理事長**「現実にはモデル事業と異状死の届出の両方をやらなくてはいけないので煩雑ではある。警察は何を立件し何を棄却するか、その辺の基準がある程度落ち着きつつあるようである。収まるべき方向に収束して頂ければと願っている」

③母子保健課より「平成 19 年度特定不妊治療費助成事業の実施について（案）」の書面を受領した。本会の意見があれば指摘頂きたいとの依頼である。[資料：庶務 11]

**落合理事**より「意見を取り纏めて提出したいので、意見があれば事務局まで頂きたい」との発言があった。

④医薬食品局より「妊娠と薬情報センター事業の対象地域拡大について」の書面を受領した。

[資料：庶務 12]

⑤医薬食品局より東京地裁で国一部敗訴の判決が言い渡されたフィブリノゲン製剤訴訟に関する判決後報道投込み資料を受領した（3月23日）。

## (2) 法務省

①法務省からの「懐胎時期に関する証明書（案）」について意見聴取の依頼があり、第 9 回常務理事会での審議を踏まえ、本会の意見を法務省に伝えた。その結果、再度同省より「懐胎時期に関する証明書」の作成について本会の見解を照会する書信を受領した。[資料：庶務 13-1]

②久具幹事より同証明書に関する意見書を受領した（3月28日）。[資料：庶務 13-2]

③朝日新聞 3月29日付記事「民法見直し曲折も」[資料：庶務 13-3]

**武谷理事長**「懐胎という用語は法律用語であり、医学には懐胎の用語や明確な定義はない。法務省は“懐胎”の用語を要望し、医師は“懐胎”の用語は使わないとしており、両者のフラストレーションからスムーズにいかないのが大きな問題点となっている」

**澤幹事**から資料に基づき説明があり、「懐胎時期に関する証明書（案）について意見を伺いたい」との発言があった。

**武谷理事長**「法務省は現在これをサスペンドしており、本会が対応しないと動きようがない状況である」

**和氣理事**「証明書は民法全体の意義を損なうと報道されているがその辺の問題点がよく分からない」

**澤幹事**「与党の議員の中には DNA でやれば全て丸く収まるのではないかとの意見もある。親子関係を詰めるときに法医学会等のガイドラインがあり、非常に厳密に行われていること、また、商業ベースで実施すると問題があることを、本職は議員に申し上げた」

**柏村理事**「本会としてはこの問題に距離を置くべきと考える。妊娠の時期は証明できるかもしれないが、相手が誰であるということは本会として証明できないので、これが変に利用される可能性がある」

**武谷理事長**「この証明書は産科学的に妊娠の時期を証明するものであり、本人が求めたら拒否は出来ないと思う」

**柏村理事**「これの趣旨は婚姻関係のあった人以外の人との妊娠時期を証明するものである。違う人との婚姻関係を間接的に証明せざるをえないこととなる」

**澤幹事**「出生証明書を出しておりそれは 40 週 0 日と聞いているが、例えば受精が 2 週ゼロとすれば大体それくらいの数字を出せないかというのが法務大臣の最初の依頼である。明確に前夫との婚姻関係が続いたまま懐胎をしたケースはこの想定に入らない。新たな夫と結婚したが、子供が早産で 300 日に足らないようなケースを DNA 以外で救う手段がないかということで出てきたものである」

**武谷理事長**「出生証明書も 100%親子関係を精密に確認して発行しているわけではない」

**澤幹事**「法務省に対する回答としてはあくまでも推定であり科学的に精度の高い診断は難しいが、証明書は何らかの形で発行できるとしたい」

**武谷理事長**「本会のスタンスとしては、医師としての職業的使命、職業的倫理に照らし合わせて応ずるものには応じ、応じないものには応じないとの非常に分かりやすい態度である」

**和氣理事**「前夫との離婚が成立しているとの条件のもとにこれが存在することで宜しいか」

**武谷理事長**「ただ我々としてはそれを知りえる立場ではない。それを我々に求められるのは無理がある」

**和氣理事**「法務省としてはその前提なしに証明書を発行するということか」

澤幹事「離婚成立前に懐胎の証明書を発行する場合もあるかと思うが、それは余り問題にならないのではないか」

武谷理事長「我々にとっては当該妊娠に対する産科学的な説明をする以外にはやりようがない。離婚が成立しているかは関知しないということである」

澤幹事「非常に疑わしいものは家裁でDNA鑑定しているので、断っても構わない」

平岩弁護士「身分上の問題について、これは明らかに離婚していることが前提で、離婚後に生まれた子供をどうするかとの問題である」

武谷理事長「医師が離婚を確認する必要はないか」

平岩弁護士「確認する必要はない」

澤幹事より証明書の書式について説明があり、各理事から意見が示された。協議の結果、本理事会での議論を踏まえて対案を作成することし、継続して検討することを、了承した。

### 〔Ⅲ. 関連団体〕

#### (1) 日本産婦人科医会

①平成19年3月25日に第63回通常総会が開催された（於 京王プラザホテル）。

②新役員人事について〔資料：庶務14〕

③厚労省医政局より医会宛「分娩における医師、助産師、看護師等の役割分担と連携等について」

[資料：庶務15-1]

④同関連記事〔資料：庶務15-2〕

武谷理事長より「内診問題を巡って助産師会や看護協会と医会の間で意見の相違があるようであるが、本会としては対応をせず、もう少し状況を静観することとしたい」との意見が示された。

#### (2) 日本医学会

①日本医学会の部会構成の改正案について〔資料：庶務16〕

②「医師に対する再教育研修の実施について」の書面を受領した。〔資料：庶務17〕

#### (3) 日本内科学会

①「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」における協力関係学会説明会が4月23日に開催され、本会より落合和徳理事が出席する予定である。

#### (4) 日本小児外科学会

①同学会より「小児そけいヘルニア手術の医療過誤を受けて」の文書を受領した（3月9日）。

[資料：庶務18]

②同学会より本会から次期委嘱評議員2名の推薦方依頼があった。

現在委嘱評議員となられている茨 聡先生、名取 道也先生を引き続き委嘱評議員として推薦したい。特に異議なく、承認した。

#### (5) 日本助産師会

①日本助産師会より創立80周年記念式典ならびに祝賀会（日時：5月15日（火）、記念式典会場：九段会館一階ホール）の案内状を受領した。〔資料：庶務19〕

第9回常務理事会での審議の結果、新役員が出席する方向性を確認した。

#### (6) 日本病院薬剤師会

①日本病院薬剤師会より妊婦・授乳婦薬物療法小委員会への特別委員1名の推薦についての依頼状を受領した（3月16日）。

第9回常務理事会で協議の結果、国立成育医療センター北川道弘先生を推薦することとした。

#### (7) 日本乳癌学会

①同学会より3月6日付で日本医学会分科会として加盟承認を受けたとの通知があった。

#### (8) 日本産婦人科乳癌学会

①同学会より乳房疾患認定医制度を設置し、今年度は51名を選考したとの報告があった(3月27日)。  
[資料：庶務20]

(9) 日本癌治療学会

①同学会より「がん診療ガイドライン」をウェブサイト (<http://jsco-cpg.jp/>) で公開したとの連絡があった。併せて本会ホームページとリンク設定をしたいとの依頼である(4月4日)。

(10) 日本生殖医学会

①読売新聞3月17日付記事「多胎妊娠防止へ学会指針」 [資料：庶務21]

(11) 日本循環器学会

同学会より「新規禁煙治療薬の早期承認および保険適用に関する禁煙関連11学会合同再要望書」に賛同するか検討して頂きたいとの依頼があった。[資料：庶務23]

特に異議なく、賛同することを、了承した。

[IV. その他]

(1) 日本弁護士連合会より『「医療事故無過失補償制度」の創設と基本的な枠組みに関する意見書」についての書信を受領した。[資料：庶務22]

(2) 第27回医療情報学連合大会(第8回日本医療情報学会学術大会)より「第27回医療情報学連合大会」(開催日：2007年11月23日～25日、会場：神戸コンベンションセンター)の共催、協賛または後援名義使用許可についての依頼書を受領した(4月4日)。

経済的負担がなく、後援を応諾したい。

特に異議なく、承認した。

## 2) 会 計 (岡村州博理事)

(1) 取引銀行の格付と残高について[資料：会計1]

(2) 中央三井信託銀行に預けている渉外特別会計のうち1億円を、定期預金(期間1年、金利0.47%)での運用を開始した。本件後渉外特別会計の定期預金での運用は2億円となる。

(3) 厚労省母子保健課より産婦人科医師に対する生殖補助医療に関する意識を把握するための通信調査に関する情報提供方協力依頼(先般の第4回理事会で承認済)に対する調査分析資料等の費用(含消費税)として2,625千円が4月中に厚労省委託先であるみずほ情報総研(株)より振り込まれる予定である。本件は雑収入として「生殖補助医療調査協力費」に計上することとする。

## 3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 会議開催

①第7回一般演題応募処理システム検討小委員会を4月13日に開催した。

第59回学術講演会一般演題応募処理の総括を行い、第60回学術講演会一般演題応募処理の担当校間の引継ぎ等を行った。

**和氣理事**より「最大の問題点は査読に必要な労力である。1,200題を超える論文を査読しなくてはいけないので、如何に効率よく行うかが今後の課題である」との報告があった。

**武谷理事長**「次回の担当校である東北大学にノウハウを引き継いで頂きたい」

②優秀演題賞選考委員会を4月16日に開催する予定である。

③第59回学術講演会 IS Award 選考委員会4月16日に開催する予定である。

(2) 第60回学術講演会シンポジウム座長について

第4回理事会で、第60回学術講演会シンポジウム座長「シンポジウム1(周産期)ハイリスク妊娠・

分娩の管理」：海野信也教授（北里大学）、平松祐司教授（岡山大学）、「シンポジウム課題2（生殖・内分泌）卵の発育・成熟・老化機構の解明と臨床応用」：吉村泰典教授（慶應義塾大学）、「シンポジウム課題3（腫瘍）婦人科腫瘍とエピジェネティクスー臨床へのトランスレーション」：和氣徳夫教授（九州大学）、八重樫伸生教授（東北大学）、「シンポジウム課題4（一般・その他）産婦人科医不足の解消を目指して」：水上尚典教授（北海道大学）、倉智博久教授（山形大学）が承認され、委嘱した。

吉村教授より、シンポジウム課題2のco-chairmanとして杉野法広教授（山口大学）が推薦された。

(3) サマースクール開催準備委員会より「サマースクール御後援・御支援のお願い」の書信を受領した（3月8日）。[資料：学術1]

第9回常務理事会での審議の結果、本会として後援を許諾するが、後援に関わる金額については次期キャビネットで検討することとした。

和氣理事より「本日朝8時からサマースクール開催準備委員会を開催し、スケジュール、予算等詳細について審議をし、4月から活動を開始することを決定した。委員長に斎藤滋先生、副委員長に小西郁生先生を選出した」との報告があった。

#### 4) 編集（岡井 崇理事）

(1) 会議開催

①4月 JOGR 全体編集会議を4月6日に開催した。

(2) 英文機関誌（JOGR）投稿状況：2007年投稿分（3月末現在）

投稿数166編（うちAccept 6編《Accept rate 4%》、Reject 40編《Reject rate 24%》、Withdrawn 4編、Under Revision 13編、Under Review 74編、Pending 29編）

(3) 岡井理事より「JOGRの発行業務の見直しを行うため、4月6日のJOGR全体編集会議後に業者3社によるプレゼンテーションを行った。そのうち2社に対して、比較し易いように項目を本会から指定し、価格の明細を提出してもらうこととした。それを見て最終的に決定する方針である」との報告があった。

#### 5) 渉外（丸尾 猛理事）

[FIGO 関係]

(1) PresidentのDr. ShawよりInternational Women's Day（3月8日）に関するメッセージを受領した（3月6日付）。[資料：渉外1]

(2) PresidentのDr. Shawより、「FIGO Professional and Ethical Responsibilities Concerning Sexual and Reproductive Rights」が送付され、本会でこのFIGO code of human rightsについて検討の上、承認してほしい旨の書面を受領した（3月12日付）。[資料：渉外2]

(3) PresidentのDr. Shawより、Dr. Gijs WalravenがFIGO Chief Executive Officer（CEO）就任を辞退したので、選考を再開したい旨の書面を受領した（3月13日付）。

丸尾理事より「Dr. Shawより各理事国に対してCEOの適任者を推薦して頂きたいとの依頼があった」との報告があった。

(4) PresidentのDr. Shawより、WHOからFIGOに対してmaternal and newborn health活動の支援を依頼されたことを受けて、本会がこの関連で行なっている活動を知らせてほしい旨の書面を受領した（3月22日付）。

[AFOG 関係]

特になし

[ACOG 関係]

特になし

## 6) 社 保 (嘉村敏治理事)

(1) 来年度の診療点数改訂にむけて産婦人科関連諸学会に要望項目のアンケートを行ったが、3月27日に項目のとりまとめを行い、外保連、内保連、日本医師会に送付した。[資料：社保1]

(2) 学会編「第3版産婦人科医のための社会保険ABC」は3月末には完成し、販売を開始した。

(3) 日本癌治療学会より「各科領域において有用性に関する十分な evidence があり、海外で広く実施されているにもかかわらず、わが国では未承認で、治験の予定もない抗がん剤を含むために保険での実施ができない抗がん剤併用療法」に関する調査の依頼があった。 [資料：社保2]

**武谷理事長**「産婦人科の保険診療報酬の改訂に関してかなり追い風が吹いていると思う。色々な形で厚労省は産婦人科診療のプロモートを理解しようと努めている。前置胎盤について要求してもよいかと思う」

**嘉村理事**「資料にある通り、新設の1番目に前置胎盤帝王切開術を出しており、33,000点で要望している」

**武谷理事長**「先生方の施設におかれてもここ数年で前置胎盤が急激に増えてきたのではないかと思います」

**海野委員長**「限られた施設の情報であり、地域の事情にもよると思うが、大学病院のなかには2006年に限定してその前より倍程度症例数は増えている」

**井上理事**「前置胎盤帝王切開術は頻度としてはそれ程多くないので、もっと一般的な疾患についての保険点数を上げるような戦略を考えて頂きたい」

**武谷理事長**「勿論それが基本であるが、要は産婦人科診療全体をサポートする形を考えていくものである」

**岡井理事**「今後の産婦人科医療提供体制のあり方としてハイリスクの患者をそれに対応できる施設に集めていくことについては反論はないと思うが、そのような施設にハイリスクの患者が集まってきても、人手がかかり、設備にお金が掛かる割には現状の診療報酬では決して有利ではない。ある程度リスクの高い患者に対する診療に関しては高い保険請求を要求していく方向性を作ることが大事である」

**武谷理事長**「30分ルールが適用になるのは前置胎盤の出血を含めて他にも色々あるので、例えば緊急性のある帝王切開もこの中に含めても宜しいかと思う。一種の技術料ではなくて30分でやるロジスティックスに対するコストを請求することはリーズナブルと思う」

**岡村理事**「30分ルールに関しては医師のみならず施設も必要なのでもう少し議論が必要かと思う」

**武谷理事長**「30分ルールはコスト面で先立つものが必要だとの議論にならないのか」

**海野委員長**「ハイリスク症例を安心して扱えるだけの施設の水準を維持する上では、施設基準を設けてそれに基づいて加算等のインセンティブをつけることが考えられる」

**武谷理事長**「施設基準を設けるとそうでなくても周産期医療の受け皿がなくなるので更にそれに拍車をかける懸念がある」

**岡村理事**「MFICU 加算があるが実際に運用できる施設は限られている。ハイリスク分娩管理料も“妊娠管理料”ではないので、適用する患者が少ない。如何に運用できるかという観点から実情を調査することが必要である」

**嘉村理事**「地域周産期センターまでをどう加算するかと、各手技上の両方から検討したい」

**武谷理事長**「産科診療は厳しい状況にあるので、診療報酬に関しては前置胎盤や胎児仮死とか出来るだけ広く大きな網をかける形で進めて参りたい」

**落合理事**「帝王切開そのものの点数に関しても以前と状況が変化しており見直して頂きたい」

**松岡副議長**「30分ルールに関しては代議員から要望が来ているが、保険点数を設定する際に要件とならないように配慮して頂きたい」

**吉川理事**「資料にある最終報告書では30分ルールを修正しており、“努力目標としては30分以内に帝王切開が可能な体制を目指す”としている」

**武谷理事長**「努力目標の一助に診療報酬が関わってくるとのロジックで如何か」  
**松岡副議長**「それで構わない」

## 7) 専門医制度 (宇田川康博理事)

### (1) 地方委員会宛通知

平成 19 年度審査等に関わる各種様式・研修出席証明シール、平成 19 年度専門医認定審査等についての案内を平成 19 年度事業計画を添えて地方委員会宛に 3 月 13 日に送付した。併せて平成 19 年度は地方委員会委員改選年度に当たるので、新委員名の報告を依頼した。

(2) 各大学産婦人科学教室及び卒後研修指導施設に対する初期研修中の産婦人科研修内容の調査について [資料：専門医制度 1]

(3) 佐々木京子会員宛に平成 19 年 3 月 2 日付を以って産婦人科専門医資格停止の処分を解除する旨通知した (2 月 28 日付)。[資料：専門医制度 2]

## 8) 倫理委員会 (吉村泰典委員長)

### (1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成 19 年 3 月 31 日)

- ①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：65 研究
- ②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：666 施設
- ③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：589 施設
- ④顕微授精の臨床実施に関する登録：448 施設
- ⑤非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：23 施設

### (2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

申請件数：29 例 (承認 24 例、非承認 1 例、審査小委員会審議中 4 例)

なお、慶應義塾大学よりの非承認症例については再申請を受け付けた (3 月 1 日)。

### (3) 会議開催

- ①第 12 回登録・調査小委員会を 3 月 30 日に開催した。
- ②着床前診断に関する審査小委員会を 4 月 5 日に開催した。

(4) 第 4 回理事会の議を経て、「出生前に行なわれる検査および診断に関する見解 (案)」に前文を加え、本会ホームページに委員会提案として掲載した。 [資料：倫理 1]

会員からの意見 4 件を受け、一部修正の上、倫理委員会委員に通信により諮った。

(5) タレントの代理出産に関し最高裁で母子関係を認めないと決定したことに関する本会のコメントについて [資料：倫理 2]

(6) 着床前診断審査小委員会よりの答申について [資料：倫理 3]

(7) 根津会員が保存精子を用いて死後生殖を行ったとの新聞報道について以下の発言および協議が行われた。

**武谷理事長**「新聞報道の内容が本当なのか否かもわからない。事実関係の把握もできない」

**平岩弁護士**「和解条項では、今後は会員として会告に従うことになっているのに、その後も代理懐胎を行っておりすでに和解条項に違反していることから除名の条件は整っているが、除名するには定款に沿って手続きを行っていく必要がある。死後生殖については、まだ学会の会告がないので、今回提出する見解を守って欲しいと要望していくことになる」

**石川理事**「根津会員の代理懐胎に対しての学会の態度を明白にする必要があるのではないか」

**吉村理事**「代理懐胎については現在学術会議で検討中なので、代理懐胎施行で除名するのはいかな

ものか」

**星合理事**「代理懐胎については和解条項に違反しているのであるから、学会として事実関係をこれ以上確認できないからといって、このままにしておくのはいかがなものか。嚴重注意も必要である」

**落合理事**「内容証明で送ってきた資料の中に、重要な論文が捏造であるといっているのは問題である」

**平岩弁護士**「捏造と批判されている先生が個人の名誉として反応すべきである。彼らの問題は、論点のすり替えである。重要な遺伝子疾患に対する出生前診断のことを全ての人の出生前診断にすり替えている」

**吉村理事**「代理懐胎について今後の学会としての対応はどうか。」

**嘉村理事**「代理懐胎については学術会議で検討中であっても、現時点で学会としては嚴重注意すべきである」

**松岡副議長**「代理懐胎について、彼は代理母の公募まで行っている。学会からの再三の問い合わせについてなんらの反応がないことから、今後の処分対応を学会がとることで法的に問題がないという平岩弁護士からの意見もあり、嚴重注意処分は必要である」

**平岩弁護士**「根津会員の代理人である遠藤弁護士から文書で『新聞報道等で報告されていることは事実である』とあるので、代理人は本人の代理なのだから、本人が事実として認めたとしてよろしい」

**松岡副議長**「内規には、①嚴重注意、②譴責、③会員資格の停止、④退会勧告（除名を前提として）、⑤除名があるが、嚴重注意は必要である」

以上の議論を踏まえて、根津会員を嚴重注意処分とすることを、承認した。

## 9) 教育（星 和彦理事）

(1) 「産婦人科研修の必修知識 2007」頒布状況について

4月4日現在、入金済1,997冊、校費支払のため後払希望58冊、購入依頼44冊。

前回の常務理事会での審議を踏まえ、2,000冊の増刷を行うことが報告され、承認した。

(2) 用語に関する要望書について

① “「子宮内[胎児]発育遅延」を「子宮内[胎児]発育制限」へ”との要望書（平成19年3月5日付）を受領し、用語小委員会委員ならびに周産期委員会委員長宛、意見聴取を行った。

② “perimenopauseの日本語表記”要望書（平成19年3月14日付）を受領した。

①②とも次期教育委員会に諮る予定である。

## IV. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

### 1) 学会のあり方検討委員会（吉川裕之委員長）

(1) 会議開催

① 拡大産婦人科医療提供体制検討委員会を3月21日に学士会館に於いて開催した。

[資料：学会のあり方1]

② 第5回リクルートDVD作製委員会打合せ会を4月5日に開催した。平成19年度第1回委員会を5月10日に開催する予定である。

③ 平成19年度第1回産婦人科診療ガイドライン作成委員会を4月27日に開催する予定である。

④ 「産婦人科診療ガイドライン—産科編」コンセンサスミーティングを4月16日（月）京都国際会館アネックスホール2にて午後3時から開催する予定である。[資料：学会のあり方2]

(2) 産婦人科医療提供体制検討委員会からの最終報告書について [資料：学会のあり方3]

理事長諮問委員会として、理事長への最終報告書を提出したことが報告された。

(3) 医療法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要について[資料：学会のあり方4-1, 4-2]

(4) ガイドライン評価委員会について

① 岡井崇次期周産期委員会委員長から本会の委員15名が推薦された。[資料：学会のあり方5]

②ガイドライン評価委員会を理事会諮問委員会内に設置することとしたい。  
特に異議なく、委員並びにガイドライン評価委員会を理事会内諮問委員会内に設置することを、承認した。

(5) 女性医師の継続的就労支援のための委員会「女性医師の継続的就労支援のための調査」中間報告を  
本会ホームページに掲載した(3月19日)。[資料：学会のあり方6]

**吉川理事**「女性医師が産科を継続する率は男性と比較すると卒後11年～16年経った段階で男性は80%であるのに対し女性は52%である。女性医師が自分の子育てのために産科から離職していると間違って報道されている。実際は、卒後11～15年の35歳から40歳の段階でどの程度子供を持てるかを調査した。その結果女性医師の約45%には子供がいないが、これは結構高い数値である。子供3名以上が8%で、平均は1名という数字となっている。女性医師は自分のライフスタイルを犠牲にしても50%しか産科に関われないことを強調したい」

(6) 民間医局より、2006年(平成18年)に実施された研修医向け後期セミナー及び医学生向け初期セミナーの概要について報告があった。[資料：学会のあり方7]

(7) 日経新聞3月10日付記事「助産所細る産声」 [資料：学会のあり方8]

(8) 朝日新聞3月25日付記事「分娩取りやめ105病院」 [資料：学会のあり方9]

## 2) 広報委員会(稲葉憲之委員長)

(1) JOB-NET 公募情報について [資料：広報1]

(2) ACOG Web 会員について [資料：広報2]

(3) ホームページアクセス状況について [資料：広報3]

(4) 学術講演会期間中の記者会見を、4月14日(土)18:30～及び16日(月)10:30～の2回行う。  
場所：4月14日 グランドプリンスホテル京都「ロイヤルルーム」  
4月16日 グランドプリンスホテル京都「比叡」

## 3) AOCOG2007 組織委員会(武谷雄二委員長)

(1) 会議開催

①平成19年度第1回プログラム小委員会を4月15日に開催する予定である。

(2) 演題応募および事前登録について [資料：AOCOG2007 1]

**久具幹事**より「演題応募締め切りを2週間延長した結果、459題の演題応募があり、50%が国内、50%が国外からの応募である。明日プログラム小委員会を開催する予定である」との報告がなされた。

(3) 50周年記念出版について [資料：AOCOG2007 2]  
JOGRのサプリメントとして発刊予定である。

## 4) 生殖医療評価機構検討委員会(田中俊誠委員長)

特になし

## 5) 女性の健康週間委員会(石塚文平委員長)

(1) 地方部会担当市民公開講座について [資料：女性健康週間1]

(2) 女性の健康週間イベント実施報告について [資料：女性健康週間 2]

石塚理事より「4,500名が当イベントに参加した。女性の健康週間イベント実施報告をマスコミに公開することの承認をお願いしたい」との発言があり、これを承認した。

(3) 団塊ジュニア調査結果について [資料：女性健康週間 3]

石塚理事より団塊ジュニア調査結果についての報告がなされ、これを承認した。

(4) 読売新聞 3月28日付記事「女性専用の健康手帳」 [資料：女性健康週間 4]

## V. 第59回総会運営について

(1) 代議員からの質問・要望事項 [資料：総会 1]

(2) 扶助生殖医療を推進する会より第59回総会において患者が発言することについて申し入れがあり(4月2日)、定款条項を理由に総会には本会会員以外の出席は認めていないとの回答を行った(4月4日)。  
[資料：総会 2]

以上